

第 76 回日本公衆衛生学会学術総会 自由集会
～知ろう・語ろう・取り組もう～
一歩先行く 健やか親子 2 1（第 2 次） 第 3 回報告

研究協力者 秋山 有佳（山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座）
研究分担者 松浦 賢長（福岡県立大学看護学部）
研究代表者 山縣 然太朗（山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座）

本研究班では、毎年秋に開催される日本公衆衛生学会学術総会の際に、「健やか親子 2 1」に関する自由集会を平成 13 年より毎年開催してきた。平成 27 年度 4 月より新たに「健やか親子 2 1（第 2 次）」が開始されたことに伴い、自由集会でも新たに「～知ろう・語ろう・取り組もう～一歩先行く 健やか親子 2 1（第 2 次）」と題し、第 2 次の取組について知り、語り合う機会とすべく当集会を企画し、今回はその 3 回目であった。

今回は、「何でも聞いてみよう！母子保健と個人情報保護法」と題し、データヘルスとはどういうことか、なぜ利活用する必要があるのか、そしてデータ利用時に不安を感じることもある個人情報保護法についての情報の整理および解説を行った。また、現場の方々が日々の母子保健業務の中で抱えている個人情報に関する疑問や不安についての質疑を受け、解決策を提示した。

なお、今回の参加者は 44 名であり、参加者は熱心に話を聞き、様々な質問がされていた。また、参加者が行政関係者だけでなく、大学関係者も多く、行政と協力して研究を行う際の注意点やデータの扱い方等の質疑応答も活発に行われた。今回の自由集会の内容が、各自治体の今後の母子保健活動にとって有益なものとなることを期待する。

A. 目的

本研究班では、毎年秋に開催される日本公衆衛生学会学術総会の自由集会に、「健やか親子 2 1」が開始された平成 13 年より「知ろう・語ろう・考えよう！“一歩先行く”健やか親子 2 1」と題する集会をシリーズ化し毎年開催してきた。平成 27 年度からは「健やか親子 2 1（第 2 次）」が開始されたことに伴い、自由集会でも引き続き「健やか親子 2 1」に関する情報の共有および意見交換ができる場を設けることとし、新たに「～知ろう・語ろう・取り組もう～一歩先行く 健やか親子 2 1（第 2 次）」と題した集会を開催した。

今年度は、その第 3 回であり、「何でも聞いて

みよう！母子保健と個人情報保護法」と題し、データヘルスとはどういうことか、なぜ利活用する必要があるのか、そしてデータ利用時に不安を感じることもある個人情報保護法についての情報の整理および解説を行い、現場の方々が日々の母子保健業務に安心して取り組み、より円滑に事業が進められるよう、その一助とすることを目的とした。

本稿では、平成 29 年 10 月に実施した第 76 回日本公衆衛生学会学術総会における自由集会について報告する。

B. 方法

本自由集会は、平成 29 年 10 月 31 日（火）

～11月2日（木）に鹿児島県で行われた第76回日本公衆衛生学会学術総会の1日目に申し込みをした。開催日時および場所、予定した内容は以下の通りである。

【日時】

平成29年10月31日（火）18:30～20:00

【場所】

かごしま県民交流センター 西棟2階
中ホール

【内容】

座長：山縣然太朗（山梨大学）
松浦 賢長（福岡県立大学）

演者：山縣然太朗（山梨大学）

《第1部》（山縣）

・個人情報保護法と母子保健～その基本的な考え方～

《第2部》（山縣、松浦）

・質問タイム
・まとめ

（倫理面への配慮）

本研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従って実施した。本研究は、母子保健計画の位置づけや策定方法等の講義を行うものであり、個人情報は扱わない。

C. 結果

1. 参加者

当日の参加者は44名であった。以下に参加者の内訳を示す。

【内訳】

- ・都道府県職員：1名
- ・保健所職員：2名
- ・市町村職員：8名
- ・大学関係：27名
- ・病院等：1名
- ・企業等：3名
- ・その他：2名

2. 発表内容

日時と場所は予定通りに実施された。当日の実施内容の詳細を以下に示す。

《第1部》（山縣）

「何でも聞いてみよう！母子保健と個人情報保護法」と題し、以下の5点をポイントに講演した。

- 1) データヘルスとは？
- 2) 母子保健データヘルスのために
- 3) 乳幼児健診データを何に使うか、その意義とは
- 4) 同意について
- 5) 個人情報と公衆衛生および学術研究利用

1) データヘルスとは？

データヘルスの概念から、データヘルス計画の取組や取り組むためには、キーワードとして、個別データ、データの突合、コントロール（対照）が必要であること等の説明を行った。

2) 母子保健データヘルスのために

母子保健版のデータヘルスのPDCAは以下のようまとめられる。

P（計画）：母子保健事業の振り返りとデータ分析による現状把握に基づき、地域の母子保健の課題を明確にした上で事業を企画。

D（実施）：費用対効果の観点も考慮して取組を実施。

C（評価）：客観的な指標を用いた保健事業の評価。

A（改善）：評価結果に基づく事業内容等の見直し。

そして、母子保健データヘルスのためには、妊娠届出時の面談時のデータ、乳幼児健診時のデータ、可能であれば学校健診のデータを収集

し、個別に突合したデータセットを作成することが重要であることを説明した。また、データを比較する際には、健診の方法や問診票が同じであることなど、評価の物差しが同じであることが重要であることを示した。

3) 乳幼児健診データは何に使うか、利活用の意義とは

乳幼児健診データの利活用方法は様々あるが、良く用いられていることは、厚生労働省への母子保健事業報告や地域診断、要因分析等である。また、市町村、都道府県、国には、それぞれの役割があり、市町村の役割は、制度管理や事業評価、都道府県は地域格差の要因と改善方法の分析、そして国は都道府県格差の分析・要因解明やオールジャパンとしての分析が挙げられることを示した。

4) 同意について

同意を得られた人だけのデータで地域診断や要因分析ができるか、それでよいのか、という疑問を投げかけた。事業評価などは、同意した人だけで分析するのは好ましくなく、がん登録のように全数を把握し分析をすることが重要であると示した。

5) 個人情報と公衆衛生および学術研究利用

個人情報保護法第 23 条(第三者提供の制限)の解釈を行った。また、個人情報の目的外利用・提供の考え方についても解説を行った。そして、学術研究の目的で個人情報を取り扱う研究機関については、個人情報取り扱い事業者の義務等の適用除外(第 50 条 1 項)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 2 章行政機関における個人情報の取扱いの適用除外(第 8 条 2 項)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第 2 章独立行

政法人等における個人情報の取扱いの適用除外(第 9 条 2 項)となり、また、その学術研究機関に対して個人情報を提供する行為については、「個人情報の保護に関する法律」第 4 章個人情報取り扱い事業者の義務等における主務大臣の権限の行使の制限(第 35 条 1 項)によって保護されることを説明した。

さらに公衆衛生の向上のために必要である場合には、「個人情報の保護に関する法律」利用目的による制限(第 16 条)、第三者提供の制限(第 23 条)の適用除外に該当することを説明した。

そして、行政や研究者にとって身近なデータである、乳幼児健診の情報を研究に使用する場合は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に従い、既存情報として活用できることを示した。活用するには、情報取得施設は、個人情報がある場合には「オプトアウト」が、個人情報がない場合には「通知又は公開」が必要であり、情報を提供された施設は「通知又は公開」が必要であり、情報の授受にあたっては記録しておく必要があることを説明した。

《第 2 部》(山縣、松浦)

第 2 部は、参加者からの質問を受け付けた。自治体の方からは、日常業務における疑問点が多く、研究者からは、行政と協力して研究を進める際の疑問点についての質問が多く挙げられた。

D. 考察

今回の自由集会は、「健やか親子 21 (第 2 次)」開始後、3 回目の自由集会であった。第 1 部では、データを利活用する意義とその重要性、そして利活用する際に関わってくる個人情報保護法についての整理を行った。

第 2 部では参加者から様々な質問が挙がり

行政職員や研究者が抱えている疑問を解決し、会場全体で情報共有がなされ、大変有意義な場となった。

今回の自由集会の内容が、今後、行政でのデータの利活用の促進や行政と研究者との共同研究等の促進の一助となることを期待する。

E. 結論

本年度の自由集会は、第1部は「何でも聞いてみよう！母子保健と個人情報保護法」、第2部は質疑応答と、2部構成で実施した。第1部では、データヘルスとは何か、データを利活用することの意義から、データを利活用する際に関わってくる2017年5月に改正された個人情報保護法についての講演を行った。そして、第2部の質疑応答では、行政の方や大学関係者等、各々が感じている疑問を解決し、データ利活用と個人情報保護法への理解が深まったと考えられる。今後も、継続的に開催していきたい。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし